

## 「夏旅しぞーか商品券」を受け付けるにあたって



※お客様から提示される商品券イメージ

### ～注意事項～

- ① コピー、偽造された商品券は受付不可
- ② 1,000円以上（税込）のお会計時にのみ商品券の受付可能
- ③ 商品券のおつりは出ささないでください。（¥1,000未満の会計には利用不可）
- ④ 現金との換金、金券類・製造たばこ・宝くじ等の購入、公共料金の支払い等には利用不可
- ⑤ 1日に受け付けた商品券の枚数を記録し、報告用紙に記入をお願いします。

※1会計に対する使用枚数上限はございません。

※事業終了後、10月3日（月）までに受け付けた商品券と7～9月分の報告書を同封のレターパック、または直接のお持ち込みにて静岡市ホテル旅館協同組合事務局までご提出ください。（10月3日必着）※期限厳守でお願いいたします。

※10月4日以降の提出については、清算等一切応じませんのでご注意ください。

### 商品券を自施設で受け付ける当組合宿泊施設様へ

※宿泊代金の支払いには本商品券は利用不可となりますのでご注意ください。

※宿泊代金を含まない飲食代金、アクティビティ料金、スパ・マッサージ等、また館内売店等での商品の購入には本商品券の使用が可能です。

※「商品券利用対象施設参加申込書」を提出されていない組合施設では、お客様は商品券をその施設内で使用することはできませんので、ご了承ください。